

「コーポレートガバナンス・コード」に対する当社の取組み

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める上場規則を遵守しつつ、全てのステークホルダーに対して、的確な情報を迅速かつ公平に開示することに努めております。また、全ての株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保のために、当社における株主対応の継続的な改善を実施し、適正かつ誠実な対応に努めてまいります。

【原則1-1 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、迅速かつ的確な情報開示および円滑な議決権行使のための環境整備に努めております。

【補充原則1-1 ①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権行使結果の反対率が20%を超える場合、取締役会において、反対の理由や反対率が増加した原因の分析を行い、その対応策を検討し、必要に応じて株主との対話を行います。

【補充原則1-1 ②】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、社外取締役の比率を高めることで、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。なお、当社は株主への利益還元を経営の重要政策と位置付けており、機動的・積極的な株主還元策を実施すべく、自己株式の取得および中間配当に関する決議事項を取締役に委任しております。

【補充原則1-1 ③】

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を認識し、いずれの株主に対してもその権利行使を事実上妨げることのないよう配慮しております。また、会社法において認められている少数株主権については、「株式取扱規程」において、株主確認方法および権利行使の手続等を定めており、これに従い、少数株主の権利行使の確保に十分配慮しております。

【原則 1 - 2 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを十分認識しており、より多くの株主が円滑に権利行使できるよう、環境整備に努めております。

【補充原則 1 - 2 ①】

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、当社および東京証券取引所のウェブサイトにも適確に開示しており、株主総会付議案については、取締役会決議の後、速やかに当社のウェブサイトおよび東京証券取引所の適時開示サービスにて開示しております。

【補充原則 1 - 2 ②】

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の発送日の 7 日前までに、招集通知に記載する情報を当社および東京証券取引所のウェブサイトにより開示しております。

【補充原則 1 - 2 ③】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主による株主総会の上程議案の十分な検討期間を確保し、また、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の開催を避ける等、株主総会関連日程を全体として適切に設定しております。

【補充原則 1 - 2 ④】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は、議決権の電子行使を可能とする環境作りを行っております。また、定時株主総会の招集通知の英訳を当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにて開示しております。

(※2016年6月(電子行使)、2017年6月(英訳)に改訂)

【補充原則 1 - 2 ⑤】

上場会社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会への出席希望を受け、名義人である信託銀行等から株主である証明を受領した場合は、株主総会への出席を認めることとしております。また、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、当社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行ってまいります。

【原則 1 - 3 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社の資本政策の基本的な方針は次のとおりです。

- ①経営計画に基づくグローバルな成長戦略の達成と各事業部門の収益性の向上を通じた利益拡大によって株主価値の持続的な向上を目指すとともに、将来の事業拡大の機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することとし、その上で、最適な資本効率を意識した経営を実践します。
- ②株主への配当方針については、利益配分を企業にとっての最重要事項の 1 つと認識し、業績動向、財務体質、将来のための投資に必要な内部留保等を総合的に勘案しつつ、安定配当を確保しつつ、継続的な収益拡大の達成による増配を目指すことを基本方針としております。
- ③内部留保については、将来の事業拡大と経営体質強化に向けた M&A その他の投資への活用を想定しております。

【原則 1 - 4 いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。

また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社グループの純投資目的以外に保有する株式（政策保有株式）の保有および権利行使の方針は次のとおりです。

- ①コーポレートガバナンスの観点から、単なる安定株主としての保有は行わない。
- ②配当等のリターンも勘案しつつ、企業間の取引上の関係強化等のビジネス上のメリットに資することを原則とする。
- ③政策保有株式については、上記②の観点から定期的に保有メリットを取締役会において検証し、当該メリットが極小化したと判断した場合、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、必要に応じて売却する。
- ④政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案が当社の保有方針に適合するかどうか、また発行会社の健全な経営に役立ち企業価値の向上が期待できるかどうか等を勘案した上で、適正に賛否を判断し行使する。

【原則 1 - 5 いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、買収防衛策を導入しておらず、現段階において導入する予定はありません。

【補充原則 1 - 5 ①】

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、当社の企業価値の向上に資するものであるか等の視点に基づいて、取締役会において慎重に検討し、速やかに株主に対して意見表明を行います。

ただし、株主が公開買付けに応じる権利を妨げることはありません。

【原則 1 - 6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や株主利益の大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合は、独立社外取締役の意見を踏まえ、経営会議および取締役会にて、その必要性・合理性を十分検討し、その検討過程と実施の目的等の情報を当社のウェブサイトおよび東京証券取引所の適時開示サービスにて速やかに開示するとともに、株主に対する十分な説明に努めます。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社における関連当事者間取引は、第三者との取引と同等の条件で行い、取引にあたっては取締役会決議により定められた「決裁権限規程」に従って必要な承認を得ることとしております。また、主要株主やグループ会社間の取引の有無・状況は、財務諸表を作成する過程等で把握し、会社と取締役との間の取引の有無・状況は、定期的に監査等委員会が「職務執行に関する確認書」の提出を求め、監視する仕組みを設けております。

第 2 章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則 2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、基本理念を『「挑む・創る・変える」の改革精神で新たな価値を創造・提供し、人びとの豊かなくらしに貢献します。』と定めております。これを実現するための経営理念の一つに、「お客様の信頼が命です」と定め、お客様、取引先、株主、地域に適切な情報を提供し、相互の信頼を高め、ステークホルダーとの適切な協働に努めております。

また、当社は、経営理念に「法と社会規範を守り、社会と共に歩みます」と定め、これに基づきステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重すべく、コンプライアンス担当である代表取締役社長の指揮・命令の下で当社従業員のコンプライアンス教育の充実に努めております。

【原則 2 - 1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、基本理念を具現化する行動規範として次の経営理念を策定しております。

- ・人が主役です
人を大切にし、働きがいのある会社づくりをめざします。
- ・お客様の信頼が命です
お客様、取引先、株主、地域に満足していただける商品・サービスと適切な情報を提供し、信頼を高め、高収益の会社をめざします。
- ・技術がキラリと光ります
独自の技術で常に新しい分野に挑戦し、スピーディにイノベティブな商品開発をめざします。
- ・世界に挑戦します
国際社会に通用する商品開発力とマーケティング戦略により、グローバルな事業展開をめざします。
- ・安全衛生・環境保全是使命です
安全衛生活動を積極的に推進するとともに、環境に優しい商品の開発と、環境に配慮した生産をめざします。
- ・法と社会規範を守り、社会と共に歩みます
倫理性の高い企業活動と、良き企業市民をめざします。

【原則 2 - 2 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、国内外のグループ会社の役員および従業員が遵守すべき行動準則として、「人財理念」および「企業倫理要綱」を定め、その内容について取締役会で決議しております。当該行動準則は、コンプライアンス研修および社内の掲示や冊子の配布等を通じて、役員および従業員に十分に浸透するよう努めております。

【補充原則 2 - 2 ④】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

行動準則にあたる「企業倫理要綱」の実践状況は、年に 1 回チェックシートを全職場に配布して職場毎の読み合わせにより確認をしており、その結果を取締役に報告しております。また、内部監査部門による各部門の監査においても「企業倫理要綱」の遵守状況を都度確認し、その浸透と定着を図っております。

【原則 2 - 3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、「環境・安全に関する経営方針」を制定して地球環境の保全に努めております。当社では環境負荷が大きい管材システムセグメントの管材製造所と樹脂セグメントの樹脂製造所が各々に ISO14001 を取得し、「環境方針」を制定して環境保全に関する課題に対する適切な対応を図っております。

【補充原則 2 - 3 ①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

取締役会は、サステナビリティを巡る課題として、環境汚染事故災害の防止、廃棄物排出量、電気・熱エネルギー消費量、貨物輸送エネルギー、特定化学物質の移動量・排出量の削減の必要性を認識しており、半期毎に取締役会において報告を受け、適時指示をしております。

これらの活動は「環境・安全報告書」として当社のウェブサイトにて公開しております。

(<http://www.asahi-yukizai.co.jp/about/activity/report/>)

【原則 2 - 4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、女性の活躍促進策として、子育てと仕事の両立につながる育児支援、福利厚生充実等に取り組んでおり、女性従業員の職域拡大に努めるとともに、事業のグローバル展開に資する外国人従業員の採用も行っております。また、当社は今後、女性の管理職登用の推進に努めてまいります。

【原則 2 - 5 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報窓口として「企業倫理ホットライン」を設置し、社内の掲示板や毎号の社内報に掲載して継続的にその周知を図っております。当該窓口業務を行う内部監査部門は、従業員等より相談・報告された内容に真摯に対応しております。なお、「企業倫理ホットライン」への通報状況は、半期毎に取締役会で報告を行うとともに、監査等委員会に定期的に報告を行う体制となっております。

【補充原則 2 - 5 ④】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口に加えて、外部の弁護士事務所を相談窓口とした内部通報にかかる体制の整備を行っております。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止を含む「企業倫理ホットライン」の運用ルールを定め、従業員等への周知を図っております。

第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則 3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであると認識しており、当社の役員および従業員の行動準則である「企業倫理要綱」において、「株主、地域社会はもとより、広く社会に企業情報を積極的に開示し、企業の透明性を高める。」と定め、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報を含む）を、当社や東京証券取引所のウェブサイト等を通じて主体的に開示を行っております。

また、当社の事業内容および経営への取組状況等に対する理解をより深めていただくため、当社のウェブサイト等を活用した追加情報の発信にも努めております。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（ iv ）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- (i) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社のウェブサイト、決算説明資料等にて開示しております。
<http://www.asahi-yukizai.co.jp/about/philosophy.html>
http://www.asahi-yukizai.co.jp/ir/pdf/ARS2020_J_rev5.pdf
- (ii) 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を重要視しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むとともに、取締役会および監査等委員会を軸として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの強化・充実を目指します。
- (iii) 取締役の報酬については、会社の業績および事業部別の業績評価、各個人の業務評価等をベースとした基準に基づき決定しております。また、取締役および取締役監査等委員に対する報酬の総額は、株主総会の決議によるそれぞれの報酬総額の限度内で取締役会の決議および監査等委員会の協議により決定され、有価証券報告書および定時株主総会招集通知に記載し、開示することとしております。
- (iv) 業務執行を行う取締役候補者は、業務実績、識見、能力等を総合的に勘案して決定しております。
取締役監査等委員候補者は、各自の専門性と知見・識見を重視しつつ、委員会全体のバランスを考慮して選定した者を監査等委員会の事前同意を得て決定することとしております。
- (v) 平成 28 年に開催の定時株主総会における取締役候補者（取締役監査等委員を含む）の指名から、その指名理由を開示しております。

【補充原則 3 - 1 ①】

上記の情報開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、経営理念、経営戦略、経営計画、経営陣幹部・監査等委員である取締役の選任等の情報開示に当たり、株主をはじめとするすべての利用者にとって、その情報が正しく伝わり理解を得られるよう、平易かつ具体的な記載に努めております。

【補充原則 3 - 1 ②】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社は、当社のウェブサイトの英語版を通じて代表取締役社長による業績内容等の英語での情報開示を行っております。今後、自社の株主における海外投資家の比率を踏まえ、更なる英語での情報発信の充実に努めてまいります。

【原則 3 - 2 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人と当社の監査等委員会、内部監査部門、経理・財務部門等の関連部署が相互に連携して情報交換および監査スケジュールの調整等を行い、外部会計監査人が適正な監査を実施できるよう体制の充実に努めております。

【補充原則 3 - 2 ①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 当社は、平成 27 年 5 月 14 日付開催の監査役会において外部会計監査人の選任方針、選任基準を策定しております。当社の監査等委員会は、本基準に基づき外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握、評価を行っております。
- (ii) 当社の監査等委員会は、外部会計監査人との定期的なミーティングや監査報告を通じて、独立性と専門性を有することを確認しております。

【補充原則 3 - 2 ②】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 外部会計監査人と監査等委員会、取締役管理本部長で事前協議を実施の上、「財務諸表監査、四半期レビュー及び内部統制監査に関する計画書」を策定し、十分な監査時間を確保しております。
- (ii) 監査計画書に基づき、外部会計監査人と代表取締役社長、取締役管理本部長は経営者ディスカッションを行っております。
- (iii) 社外取締役 3 名は、全員が監査等委員であり、監査等委員会と外部会計監査人の定期ミーティングを実施し、十分な連携を確保しております。また、外部会計監査人と内部監査部門も内部統制監査等を通じ、十分な連携を確保しております。
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、コンプライアンス担当である代表取締役社長または経理・財務部門担当である取締役管理本部長が監査等委員会に報告するとともに、内部監査部門、経理・財務部門等にその調査を指示し、その結果を監査等委員会と共有しつつ、必要な是正を行う体制としております。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社の取締役会は、社外の監査等委員を含む取締役により構成され、各々が専門的視点に立った客観的な立場から、代表取締役および業務執行取締役（総称して、「経営陣幹部」といいます。以下同様。）および経営陣である執行役員による業務執行状況を的確に把握して必要な意見を述べ、その監督を行っております。また、企業戦略等の経営方針および経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備等に関わる重要事項については、「取締役会規程」に基づき、取締役監査等委員がその議決に加わり、適正に決定しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務（1）】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は、取締役会において経営理念等を実現するための具体的な経営戦略や経営計画等を決定し、毎月開催される取締役会・経営会議において、経営陣幹部および執行役員による業務報告が行われ、上記の経営戦略や経営計画等に適合した業務執行がなされているか随時、監督を行っております。

【補充原則4-1 ①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、「取締役会規程」および「決裁権限規程」にて、取締役会決議事項および代表取締役社長決裁事項を明確に定めております。また、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入し、各部門を統括する業務執行役員は、取締役会が決定した経営方針および「決裁権限規程」に従い、代表取締役社長の指揮・監督の下で適正な業務執行にあっております。

【補充原則4-1 ②】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、取締役会、経営陣幹部および執行役員の指揮の下、従業員が一丸となって中期経営計画の達成に努めております。また、当社の経営陣は、中期経営計画の進捗・達成状況について経営会議等を通じて適宜確認を行い、その達成に必要な施策や方針の実施・検討または見直しを行っております。

また、取締役会において中期経営計画全般に対する進捗確認と課題を抽出し、事業年度の決算発表等においてその内容を説明し、当社のウェブサイトでの一般公開もしております。

【補充原則4-1 ③】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

当社の取締役会は、最高経営責任者である取締役社長の後継者の計画については、現任者との適切な交代時期を考慮しつつ、人格・識見・実績等を勘案し、後任候補者の中から最適な人物を選定することとしております。

【原則 4 - 2 取締役会の役割・責務（2）】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社の取締役会において定めた「執行役員規程」に従い、業務を執行する取締役および執行役員は、会社の方針および目標を実現するため、担当部門に関する具体的な計画を確立して所期の業績を上げる責任を有するとともに、そのために必要な事項を代表取締役社長および担当職務に関係する他の役員に対しても積極的に提言または進言することを責務としております。これに基づき、業務を執行する各役員は、毎月開催される経営会議において積極的に必要な提案を行っており、「決裁権限規程」に基づき承認された提案内容を迅速に実行する体制を整えております。

また、業務を執行する取締役および執行役員の報酬については、会社の業績および個人の業務評価をベースとした基準に基づき決定しております。

【補充原則 4 - 2 ①】

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

業務を執行する取締役および執行役員の報酬については、会社の業績および事業部別の業績評価、各個人の業務評価等を反映した支給基準を定めております。

また、経営陣幹部および執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、経営陣幹部および執行役員が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

【原則 4 - 3 取締役会の役割・責務（3）】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、取締役会の監督機能を強化し、社外の監査等委員を含む取締役の各々が専門的視点に立った客観的な立場から、経営陣幹部および執行役員による業務執行状況を的確に把握して必要な意見を述べ、その監督を行っております。

また、取締役会は、適時かつ的確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備し、その運用状況を半期毎に確認しております。

なお、会社と取締役との間の取引の有無・状況は、定期的に監査等委員会が「職務執行に関する確認書」の提出を求め、監視する仕組みを設けております。

【補充原則 4 - 3 ①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

当社は、業績等の評価および他の経営陣幹部の意見を聴取した上で代表取締役社長が起案した経営陣幹部の人事案について、独立社外取締役を構成員に含む監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会にて、十分に協議し適切に決定しております。

【補充原則 4 - 3 ②】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制・リスク管理体制の整備に係る実務は、当社の管理本部および内部監査部門が行っております。

また、当社グループのリスク管理体制は、「リスク管理規程」により定められております。当該規程に基づき当社グループの事業活動に係るリスクを未然に認知・評価し、これを可能な限り排除・軽減して、経営の一層の安定を図ることを目的として、リスク管理委員会を設置し、社長執行役員を委員長に半期に一度以上開催しております。

なお、これらの体制構築や運用の状況は半期毎に取締役会に報告され、有効に機能しているか審議・検討されております。

【原則 4 - 4 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査等委員である取締役 4 名のうち 3 名が社外取締役であり、独立した立場で監査等委員としての責務を十分に果たしております。また、各監査等委員は、経営管理、製造、研究の専門家、弁護士等、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、それらを活かして、取締役会で積極的に意見、提言しております。

【補充原則 4 - 4 ①】

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の社外取締役 3 名は全員が監査等委員であり、監査等委員会を通じて情報収集力の強化を図っており、監査等委員の中から常勤監査等委員を 1 名選任し、経営陣幹部と常時意見交換できる体制としております。また、常勤監査等委員は取締役会に加え、経営会議、事業部会議等の業務執行に関する重要な会議に出席するとともに、国内外の子会社を含む各組織への往査を積極的に実施し、これらによって得られた情報を適宜、他の監査等委員にフィードバックしております。

【原則 4 - 5 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の全ての取締役および執行役員は、株主に対する受託者責任を常に認識し、会社と株主共同利益のために適切に行動することを心がけております。また、株主をはじめとするステークホルダーに対して、当社の経営状況等を当社のウェブサイトでの情報発信や IR 活動における直接の対話等を通じて提供し、理解を得るべく努めております。

【原則 4 - 6 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社の取締役会は、監査等委員である社外取締役を含む取締役により構成されており、取締役監査等委員は、業務執行に携わることなく、それぞれが独立した立場で取締役会において積極的に意見、提言し、当社の経営に反映しております。

【原則 4 - 7 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社は、コンプライアンスや事業経営全般に精通した独立社外取締役を 2 名選任しており、当社の独立社外取締役は、豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営方針や経営計画に対する意見と指摘、業務執行や利益相反の監督等を行っており、コンプライアンス経営、労働災害の防止の徹底、製造技術の改善等に対しても客観的な立場から適切な意見・助言を行っております。

【原則 4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場企業は、上記にかかわらず、その取組み方針を開示すべきである

当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を 2 名選任しております。

【補充原則 4 - 8 ①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社の独立社外取締役 2 名はいずれも監査等委員である取締役であり、監査等委員会における議論や主要事業所への往査の場等を通じて必要な情報交換・認識共有が図られております。

【補充原則 4 - 8 ②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社における独立社外取締役は、監査等委員である取締役として、代表取締役社長をはじめとした経営陣との定期的な会合による連絡・調整を行っており、また、他の監査等委員である取締役および内部監査部門と密接な連携を図っております。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社の社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、企業経営やコンプライアンス等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を表明することができる人物を候補者に選定しております。

【原則 4 - 1 0 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、取締役会の監督機能を強化して、コーポレートガバナンスの一層の充実と企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の機関設計を選択しております。

また、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

【補充原則 4 - 1 0 ①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法の規定に従い、監査等委員以外の取締役選任議案および報酬議案の内容について取締役会に付議する前に独立社外取締役を構成員に含む監査等委員会にその内容の審議を諮り、意見を求める体制としております。

【原則 4 - 1 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、当社の事業に精通した業務執行取締役 5 名および社外取締役 3 名を含む監査等委員 4 名で構成されております。

また、当社は、財務・会計に関する適切な知見を有する監査等委員 1 名を選任しており、監査等委員会と会計監査人および当社の経理・財務部門との連携を密にすることで、十分な監査が行える体制としております。

なお、当社の取締役会は、今後、年に 1 回以上、取締役会全体の実効性について、各取締役による自己評価を含めた分析・評価を実施しております。

【補充原則 4 - 1 1 ①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は、取締役会の活性化を図る観点から、定款において監査等委員でない取締役の員数を 10 名以内、監査等委員である取締役を 5 名以内と定め、当社の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」とをバランスよく組み合わせ、取締役会全体としての知識・経験・能力を幅広く具備した構成となるよう、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成しております。なお、今後の取締役の選任にあたっては、引き続き従来の規模・考え方を踏襲しつつ、よりコーポレートガバナンスの充実に資する体制とすべく必要な見直しを行ってまいります。

【補充原則 4 - 1 1 ②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

現状、他の上場会社の役員を兼任している取締役は独立社外取締役 1 名であり、その兼任先は 3 社であります。なお、兼任状況については、毎年事業報告および有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則 4 - 1 1 ③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考しつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、毎年度の決算後、全ての取締役を対象に、取締役会の運営全般に関するアンケートを実施し、取締役会にて、その結果を開示し、各取締役による自己評価を含めた分析・評価の審議を行い、取締役会の実効性の更なる向上に資するべく、運営の見直しを行っております。この取組みの結果、取締役会資料の質の向上・早期配布の徹底、役員トレーニングを目的とした合宿の実施等を行っております。

(※2016年6月改訂)

【原則 4 - 1 2 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

取締役会において、より建設的な議論・意見交換ができるよう、重要な議案は、社外取締役に内容の事前説明を行っております。

取締役会上程される決議事項および報告事項について、社外取締役をはじめとした各取締役から質疑を受け、活発な意見交換がなされております。

【補充原則 4 - 1 2 ①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

当社は、毎月1回以上定期的に取締役会を開催しており、毎事業年度の開始前に取締役会の年間開催スケジュールを決定し、社外取締役を含む取締役全員が当社の取締役会に出席可能なスケジュールの確保に努めております。

また、取締役会上程される決議事項は、原則として経営会議および監査等委員会にて事前審議されることから、各取締役は、その内容を熟知した上で取締役会に出席しております。

なお、取締役会の招集通知において、各議案の審議時間をあらかじめ定め、十分な審議時間を確保しております。

【原則 4 - 1 3 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役・取締役監査等委員は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。

取締役については、取締役会事務局である法務部門が中心となり支援体制を構築しております。また、全ての社外取締役は監査等委員であり、常勤の監査等委員が監査等委員会を通じて適宜必要な情報を提供しております。

【補充原則 4 - 1 3 ①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定を行うため、必要と考える場合には、他の取締役や関連部門に情報提供を求めています。また、監査等委員会は経営陣幹部や内部監査部門、外部会計監査人と連携し、監査等活動に必要な情報収集を行っております。なお、不足がある場合は、常勤監査等委員が中心となり、他の取締役や関連部門へ説明し、必要とする情報や資料の提供を求め、要請を受けた部門は適宜、情報や資料を提供しております。

【補充原則 4 - 1 3 ②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社は、当社の監査等委員である者を含む全ての取締役が、その職務執行のために必要であると認められる場合、合理的な範囲で外部の弁護士やコンサルタント等の専門家を活用した検討を行うべきと考えており、その費用負担については会社に請求できる体制としております。

【補充原則 4 - 1 3 ③】

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部監査部門は、定期的の子会社を含む各部署の業務執行および法令・社内規程の遵守状況をモニタリングして、その結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告し、コンプライアンスおよびリスク管理体制の充実を図っております。なお、当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置いておりませんが、内部監査部門との定期的な会合等を通じて十分な情報提供を行う体制を構築しております。

【原則 4 - 1 4 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとらえられているか否かを確認すべきである。

当社は、各取締役に対して、事業経営上必要となる知識や能力を外部セミナーや外部団体への加入等により向上させることを推奨しており、その費用を会社に請求できることとしております。

【補充原則 4 - 1 4 ①】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、新任の社外取締役が就任する場合には、工場見学をはじめ、当社が所属する業界、当社の歴史・事業概要・財務情報・戦略、組織等について必要な情報習得のための機会を提供しております。

また、当社は、取締役がその役割および機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、および財務会計等に関する情報を収集・提供するとともに、社内の経営幹部を対象としたタイムリーな勉強会を開催しております。また、毎年、全取締役参加による役員研修を実施し、当社の事業に関するビジネス知識の深耕とスキルアップの機会を設けております。

【補充原則 4 - 1 4 ②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、内部昇格による取締役就任時には、取締役として遵守すべき法的な義務、責任および事業に関連する各種法令等の情報を提供し、外部セミナーや外部団体への加入等により事業経営上必要となる知識や能力を向上させることを方針としております。また、社外取締役を選任する際には、当社が所属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等について、代表取締役社長から個別に説明の機会を設ける等のオリエンテーションを行っております。

第5章 株主との対話

【基本原則 5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と長期的な企業価値の向上のため、株主との建設的な対話を行うべく、機関投資家・個人投資家向け説明会の実施等の IR 活動を推進しております。当該活動においては、代表取締役社長が経営方針・経営状況ならびに中期経営計画の概要、進捗等について説明を行い、また、質疑応答等により、株主との相互理解を深めるよう努めております。

【原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社の IR 活動においては、ポジティブまたはネガティブにかかわらず、タイムリーに透明性、正確性、一貫性のある情報を株主に提供することを基本姿勢としております。

当社では、代表取締役社長を中心として、管理本部経営企画室が担当部門となり、この基本姿勢に基づく IR 活動を積極的に推進しております。IR 活動に必要な情報は、各事業部門の他、管理本部内の各部署から情報を収集し取りまとめしております。また、株主および機関投資家等からの対話（面談）の申込みに対しては、適法かつ合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主等から得られた要望等の情報の共有を図っております。

【補充原則 5 - 1 ①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

機関投資家や個人投資家向け説明会には、代表取締役社長および管理本部担当取締役が出席し、説明を行っております。また、株主が代表取締役社長をはじめとする経営陣幹部との対話（面談）を希望される場合、適切に対応いたします。

【補充原則 5 - 1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

- (i) 株主との対話全般について、株主と建設的で有益な対話ができるよう代表取締役社長および管理本部担当役員が積極的に関与しております。
- (ii) 対話を補助する各部署は、管理本部内に、経営企画、財務、総務、法務、情報システム等が組織化され、管理本部担当役員を中心に、定期的なミーティングを含めて、有機的に連携する体制を構築しております。
- (iii) 個別面談以外の対話の手段として、機関投資家向け説明会および個人投資家向け説明会を開催しつつ、決算発表時には当社のウェブサイトにて決算状況の報告および代表取締役社長の「トップメッセージ」にて経営状況の報告を掲載し、情報発信を行っております。
- (iv) 株主からの重要な意見・提言は、随時、担当取締役に報告され、必要に応じて代表取締役社長をはじめとした経営幹部に共有化されております。
- (v) 特定の投資家との対話にあたっては、インサイダー情報を開示しないよう徹底しております。

【補充原則 5 - 1 ③】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年期末および中間期末における株主の構造および変化を把握しております。また、実質株主の把握については必要に応じて実施を検討いたします。

【原則 5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会において収益力や資本効率等の目標に関する現状分析等を行い、それらを踏まえた中期経営計画および年度計画を策定しております。その概要と進捗状況等については、図表等を用いて株主に分かりやすい内容を株主に発信すべく努めております。

以 上